

インフルエンザ等予防接種補助金支給規程

(目的)

第1条 被保険者および被扶養者が一般医療機関においてインフルエンザ予防接種、コロナウイルス感染症予防接種及び子宮頸がん（HPV）ワクチン接種を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、インフルエンザ予防、コロナウイルス感染症予防及び女性の病気の予防や男女間での感染症予防対策の機会を与え、かつ奨励し健康管理ならびに疾病予防に資することを目的とする。

(補助金支給要件)

第2条 補助金を受けようとする者は、インフルエンザ予防接種及びコロナウイルス感染症予防接種を受けたとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。

また、子宮頸がん（HPV）予防ワクチン接種は、3回の接種時すべてに被保険者または被扶養者の資格を有する者でなければならない。

- 2 毎年10月1日から翌年1月末日までに実施したインフルエンザ予防接種でなければならない。
- 3 年度内に1回実施したコロナワクチン予防接種でなければならない。
- 4 子宮頸がん（HPV）予防ワクチン接種は、当健保組合加入期間中1回とする。

(補助金の支給限度及び回数)

第3条 補助金の額は、インフルエンザ予防接種者及びコロナウイルス感染症予防接種者一人当たり、2,000円（負担額が2,000円未満の場合はその額）、年一回を限度として、支給するものとする。

ただし、インフルエンザ予防接種については、当該年度に65歳になる者及び66歳以上75歳未満の者は、全額支給するものとする。

また、コロナウイルス感染症予防接種については、当該年度に65歳になる者及び66歳以上75歳未満の者は、一人当たり、3,000円（負担額が3,000円未満の場合はその額）、年一回を限度として、支給するものとする。

- 2 子宮頸がん（HPV）ワクチン接種については、接種回数は6か月間に3回の接種を基本とし、接種費用総額の5割を補助する。ただし、女性は一人当たり上限50,000円、男性は一人当たり上限30,000円を限度として支給するものとする。また、次の各号に該当する場合は補助金を支給しない。

- (1) 公費接種対象者
- (2) 国の無認可ワクチン接種者
- (3) 海外で接種した予防接種費用

(4) 子宮頸がんウイルス抗体検査費用

(手続)

第4条 各補助金の支給申請は、事業所で取りまとめ事業主または事業主代理人が請求するものとし、別に定める申請書に所定事項を記入し、次の書類を添付の上、インフルエンザ予防接種補助金支給申請書は、毎年2月末日までに提出するものとする。また、コロナウイルス感染症予防接種補助金支給申請書及び子宮頸がん（HPV）ワクチン接種補助金支給申請書は、毎月提出することも出来る。ただし、コロナウイルス感染症予防接種補助金支給申請書の最終の申請は、毎年3月末日までに提出するものとする。また、子宮頸がん（HPV）ワクチン接種補助金支給申請書において、年度をまたぐ場合は、最後の接種日の翌月末までに支給申請することができる。

(1) 支払領収書

(2) 委任状

2 前項以外の方法で補助金の各支給申請する被保険者は、ICTの補助金申請機能を利用して支払領収書を添付の上、毎年3月末日までに請求することが出来る。

ただし、子宮頸がん（HPV）ワクチン接種補助金支給申請書の申請は前項のとおりとする。

附 則

この規程は、届出の日から施行し、平成20年10月1日より適用する。

附 則 （第3条ただし書きを追加）

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （第4条第2項を追加）

（施行期日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 （第1条から第4条までコロナワクチン予防接種等の字句追加）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 （第1条から第4条まで子宮頸がん（HPV）ワクチン接種等の字句追加）

（施行期日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。